

定 款

一般社団法人茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンター

平成 27 年 10 月 24 日 作 成

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンターと称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、茨城工業高等専門学校（以下「茨城高専」という。）と社員が主体的に協力し合うネットワークを作り、一丸となって協働することにより、将来の地域の活性化を実現し、地域社会の発展に寄与するとともに、茨城高専の教育・研究資源の活用を通じて産学連携等を促進しつつ、地域の人材育成等を支援することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学一体となった人材育成（地域企業家、技術者の高専教育への直接的参画）
- (2) 産学官連携による共同研究
- (3) 産学連携による教育改善、産業界からの教育支援体制の強化
- (4) インターンシップの高度化
- (5) 茨城高専と企業における新製品の開発並びにベンチャー立ち上げ機会の創出
- (6) 茨城高専卒業生のUターン及びJターンの支援
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業全般

(主たる事務所の所在地)

第 4 条 当法人は、主たる事務所を茨城県ひたちなか市に置く。

(公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第 6 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事並びに理事会及び監事を置く。

第 2 章 会員及び社員

(法人の構成員)

第 7 条 本法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- ② 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第8条 当法人の会員となるには、当法人所定の入社申込書を理事長に提出する方法により入社の手続きをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費負担)

- 第9条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。
- ② 既納の入会金及び会費は返還しないものとする。

(会員名簿)

- 第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第11条 会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(資格喪失)

- 第12条 前条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって退会する。
- (1) 死亡、会員である団体の解散
 - (2) 総社員の同意
 - (3) 除名

(除名)

- 第13条 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、当法人は、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ② 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもって当該会員に対抗することができない。

第3章 社員総会

(招 集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副理事長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 当法人の解散
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案

を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。
ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第22条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第23条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第24条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第25条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第26条 当法人に理事長1人、副理事長2人を置き、理事会において理事の中から理事の過半数をもって選定する。

- ② 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- ③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐する。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第28条 理事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第29条 当法人の事業を円滑に推進するため、理事会の承認を経て顧問を置くことができる。

② 顧問は、理事長の諮問に応ずるとともに、社員総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第31条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事(代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事)及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第38条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

② 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第40条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第41条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第42条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

（運営費）

第43条 当法人の運営費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第8章 解散及び清算

（解散の事由）

第44条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- （1）社員総会の特別決議
- （2）社員が欠けたこと
- （3）合併（合併により当法人が消滅する場合）
- （4）破産手続開始の決定
- （5）裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第45条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、茨城高専に寄付するものとする。

第9章 補 則

（委任規定）

第46条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第10章 附 則

（設立時社員の氏名及び住所）

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

茨城県ひたちなか市大字東石川3656番地の4

荒井孝司

茨城県水戸市上国井町1092番地の1

矢ノ倉敏巳

茨城県日立市田尻町3丁目17番12号

鈴木義孝

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

以上、一般社団法人茨城工業高等専門学校地域協働サポートセンターに際し、設立時社員荒井孝司、矢ノ倉敏巳及び鈴木義孝の定款作成代理人である司法書士中里隆幸は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成27年10月24日

設立時社員 荒井孝司、矢ノ倉敏巳、鈴木義孝

上記設立時社員の定款作成代理人

茨城県ひたちなか市勝田中央5番15号

司法書士 中里隆幸

(登録番号 茨城第425号)